

山梨県立大学における研究データの保存期間等に関する規程

(令和7年12月8日制定 大学3112号)

(目的)

第1条 この規程は、山梨県立大学における研究活動上の不正防止等に関する規程第12条に基づき、研究データの保存期間等について必要な事項を定めるものとする。

2 研究データとは、山梨県立大学研究データ管理・公開ポリシーで定めるものをいう。

(論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究データの保存方法)

第2条 研究者は、論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料（文書、数値データ、画像など）は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。

2 保存に際しては、後日の利用・参照が可能となるようにメタデータの整備や検索可能性・追跡可能性の担保に留意しなければならない。

(実験・観察などの研究データの保存方法)

第3条 研究者は、実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノートなどの形で記録に残さなければならない。

2 実験ノートなどには、実験等の操作のログやデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。

3 実験ノートなどは、研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。

(研究データの保存期間)

第4条 資料（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。ただし、各学部等において各研究分野の特性に応じ、これと別の定めをすることができる。

2 試料（実験試料、標本）や装置など「もの」については、当該論文等の発表後5年間保存することを原則とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料など）や、保存に多大なコストがかかるもの（生物系試料など）についてはこの限りではない。また、各学部等において各研究分野の特性に応じ、これと別の定めをすることができる。

3 保存する研究データの中に、法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、その法令等の定める期間に従う。

4 共同研究等外部から研究データを受領する場合において、データの保存期間に関する契約若しくは定めが別途あるときは、契約等で定められた期間に従う。

(責任)

第5条 研究データの保存は、それらを生み出した研究者自身が主たる責任を負う。

(異動又は退職時の取り扱い)

第6条 研究者が異動または退職により転出する場合は、転出前に研究データの所在を経営企画課へ申告し、本学の研究データ管理の仕組みに基づき、この規程で定める期間、当該データを保存しなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和7年12月8日から施行する。